

答 申

第 1 審査会の結論

豊明市長（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 8 月 30 日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 5 年 8 月 24 日、審査請求人は、豊明市情報公開条例（平成 13 年豊明市条例第 29 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「2021 年（令和 3 年）11 月末頃豊明市役所において弁護士同席で母親〇〇〇〇と面会した時の記録」（以下「本件公開請求文書」という。）の公開を請求した。
- 2 これに対し実施機関は、本件公開請求文書について令和 5 年 8 月 30 日付けで、次の理由により不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

理由：条例第 7 条第 2 号に該当

本件公開請求文書は、〇〇〇〇様本人に関する心身・生活全般に関わる情報であり、「個人に関する情報」に該当するため。

- 3 同年 9 月 13 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求書並びに審査請求人及び補佐人の口頭による意見の陳述によれば本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見の陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

理由

- 1 本件公開請求文書は、審査請求人が母親と面会した記録のため、審査請求人本人が面会の場にいたことから、面会内容は全て把握している。面会内容の確認のために本件公開請求文書の開示を請求したもので、審査請求人が把握している内容のため、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に値しない。
- 2 上記理由1のとおり本件公開請求文書は、審査請求人が把握している内容が記録されているため、母親に関する記録だけでなく、審査請求人に関する記録についても不開示としたことは、条例第1条の情報公開の目的、第3条の実施機関の責務及び第8条の部分開示の規定に反しており、本件処分に納得できない。
- 3 本件処分をするにあたり、母親に開示についての意向確認を行ったのか。審査請求人本人は、母親からの本件公開請求文書に係る開示の意思を確認しているため、本件処分の取消しを求める。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第5条第1項には、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。」との規定があり、開示請求を行った方が誰であるかは、開示、不開示等の処分に影響することはなく、開示請求を行った方ご本人の情報を含む文書の開示請求であったとしても、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する場合には不開示となる。

- 2 本件公開請求文書は、全てが審査請求人の母親に関する心身・生活全般に関わる情報であり、条例第7条第2号「個人に関する情報」に該当する不開示情報であることをもって不開示として決定しており、条例第8条に規定する部分開示に該当するものではない。
- 3 条例第3条第1項後段において、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」との規定があり、本件処分は同条の規定に反するものではない。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的な考え方

条例は、第1条で規定をしているように、地方自治の本旨にのっとり、市の保有する情報を市民の知る権利として尊重し、情報の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加による、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進を図ることを目的として制定されたものである。

ただし、市の保有する情報は、公開を原則とし「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、条例第3条の規定に基づき、公開にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をする必要がある。

2 本件公開請求文書について

本件公開請求文書は、審査請求人が母親と面会した時の記録である。

3 本件処分の妥当性について

審査会では、本件公開請求文書が第7条第2号に該当するか否かについて判断を行うこととする。

(1) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、ただし書の規定を除いて原則不開示とすることを定めたものである。

イ 審査請求人による公開請求は、母親の氏名を名指ししたものであり、かつ、本件公開請求文書は当該母親の心身・生活全般に関する記録であり、その内容は個人に関する情報そのものとなるため、条例第7条第2号に規定される「個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの」に該当すると判断する。

（2） その他

ア 本件公開請求文書は、（1）イの判断に基づき、母親に関する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される」部分を除いた部分につき開示することは認められず、審査請求人に関する記録についても同様であり、審査請求人の主張する条例第8条の規定違反には該当しないと判断する。

イ 条例第1条及び第3条の規定並びに母親からの本件公開請求文書に係る開示の意思確認については、本件処分の決定の諾否に関わるものではないため、審査会では判断の対象としないものとする。

4 審査会の意見

情報公開は、誰に対しても目的に関わらず公開請求を認めていることから、開示請求者が誰であるかは公文書の開示、不開示の決定に考慮されるものではない。については、審査会として実施機関の本件処分の妥当性は認

めるものの、本件も含め、個人を特定した開示請求があった際には、公開請求文書の不開示理由として条例第 10 条に規定する「存否応答拒否」について検討すべきものとする。

第 6 審査会の経過

年 月 日	処 理 経 過
令和 5 年 1 0 月 2 日	情報公開審査諮問書の受理
令和 5 年 1 1 月 1 4 日 (令和 5 年度第 1 回審査会)	調査・答申内容審議 実施機関からの聴取
令和 5 年 1 2 月 2 7 日 (令和 5 年度第 2 回審査会)	調査・答申内容審議 審査請求人の口頭意見陳述
令和 6 年 2 月 2 0 日 (令和 5 年度第 3 回審査会)	調査・答申内容審議
令和 6 年 3 月 1 2 日	答申

答申に関与した委員

石川順一、市野光信、飯田匡崇、井口昭雄、原由実子